

# 最上消費生活センターニュース 12月号

令和3年12月1日発行

## 無料の学力テストから高額な学習教材の契約に！

消費者庁より、無料や安価な学力テストをさせた上で高額な学習教材の購入を執拗に勧めるという訪問販売トラブルについて注意喚起が出ています。事例やアドバイスを参考に、トラブルにならないよう気をつけましょう。

### 【 事例 】

ある日の夕方「無料の学力テストを紹介しています。受けてみませんか？」と学習教材の事業者から電話があった。(無料なら)と思い、中学3年生の息子に受けさせた。後日、業者から「結果の説明に伺います。」と連絡が入り訪問を了承した。ところが、結果の説明だけでなく、「今のままでは希望の学校に合格するのは難しい。」「当社の学習教材を使用して頑張れば間に合う。」と言われ、5教科1年分で90万円の学習教材を勧められた。契約をするか悩んでいたところ、さまざまな特典を紹介され契約することにした。



後日届いた教材を見た息子は、「こんなにたくさんできるわけがない。」と言い、かえってやる気をなくしてしまった。教材は手付かずなので解約したい。

### 【 アドバイス 】

○訪問販売は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば「クーリング・オフ」ができます。

**\*クーリング・オフは、期日内に書面を発信する必要があります。**

○最初は「無料」で試せる、安価で体験できるといってもその先の契約が高額になる場合があります。

○「支払回数」「支払総額」「サービスの提供期間」「付属品の補償の有無」「解約・返品」などしっかり確認しましょう。

○『おかしいな』『困ったな』と思ったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



# 冬に向けて、家庭内の製品を点検しよう！

冬の訪れとともに、暖房器具等久しぶりに出して使う製品があるかと思えます。不具合や違和感を無視して使い続けると、火災など思わぬ事故につながる可能性があります。

次のようなことがないか点検をして使うようにしましょう。

## ① リコール製品等、製品自体に製造過程での問題がないか

リコール製品かどうか確認したい場合は、nite(製品評価技術基盤機構)のホームページをご覧ください。⇒ <http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

## ② 製造後に長期間使用したり、長期間の使用により性能が劣化していないか

製造から10年を経過した製品は、業者から点検してもらいましょう。

## ③ 誤った使い方をしたり、不適切な使い方をしていないか

火災等の事故につながる人が多いのが次の理由によるものです。次のようなことをしないように気をつけましょう。



コードを束ねる



定格容量を  
超えて使用する



ストーブに布が  
触れた



こぼれた灯油に  
引火した

## 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから依頼書をFAXするか、まずお電話でお問い合わせを。



## 12月・1月の無料法律相談会

12月 7日(火) 13:30~15:30

1月 11日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

**最上消費生活センター** TEL 0233-29-1370  
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。